

### Ⅲ. その他の事項に関する調査

(1) 地方公共団体における学校開放の状況

(2) スポーツNPO法人の実態に関する調査

### Ⅲ. その他の事項に関する調査

#### (1) 地方公共団体における学校開放の状況

##### 1. 調査概要

---

###### (1) 目的

本調査は、自治体における学校体育施設開放事業の現状と課題を把握することによって、スポーツ政策立案のための基礎資料を得ることを目的とした。

###### (2) 対象

人口規模別に無作為に 30 自治体を抽出したのち、文部科学省「平成 20 年度体育・スポーツ施設現況調査」をはじめとして事前に収集した資料の内容に鑑み、以下の 5 市町村を調査対象とした。

- 1) 栃木県宇都宮市（人口 10 万人以上）
- 2) 新潟県五泉市（人口 5 万人以上 10 万人未満）
- 3) 神奈川県寒川町（人口 3 万人以上 5 万人未満）
- 4) 長野県箕輪町（人口 1 万人以上 3 万人未満）
- 5) 北海道上士幌町（人口 1 万人未満）

###### (3) 調査方法および内容

学校体育施設の開放状況および学校体育施設開放における施策に関して、教育委員会を対象に聞き取り調査を行った。具体的な調査内容は以下のとおりである。

- 1) 基本情報  
人口、財政、公立小中学校および児童生徒数
- 2) 体育施設の整備状況  
学校体育施設および社会教育施設の整備状況、その他の活動との関連
- 3) 学校施設開放制度について  
条例・規則、管理責任者、所轄部署、利用者の条件、利用時間および利用料
- 4) 学校体育施設開放事業の背景
- 5) 学校開放事業における運営体制  
管理運営体制、登録団体、学校体育施設の整備状況および利用状況、財務状況、保険
- 6) 情報  
告知方法、ニーズの把握
- 7) 検討課題など

###### (4) 調査期間

平成 22 年 11 月～平成 23 年 3 月

###### (5) 共同研究者

高峰 修（明治大学政治経済学部 准教授）

## 2. 調査結果

### (1) 栃木県宇都宮市の事例

#### 1) 基本情報

##### ①人口

平成 22 年現在、50 万 4,999 人。平成 19 年 3 月 31 日付で隣接する河内町、上河内町と合併し、45 万 2,310 人（平成 18 年）から 50 万 215 人（平成 19 年）へと増加した。

##### ②財政

平成 22 年度一般会計予算：1,812 億円

特別会計 1,012 億円余，企業会計 397 億円余，総額では 3,222 億円余が計上されている。総額は前年度比 5.3%の増加。

##### ③公立小中学校数および児童生徒数の推移

小学校は 68 校、中学校は 25 校である。平成 21 年度における児童生徒の総数は、小学校が 2 万 8,152 人、中学校が 1 万 2,797 人である。

図表 12-1 公立小中学校および児童生徒数の推移

区分	学校数	児童生徒数(人)			
		区分	総数	男子	女子
小学校	68	平成19年	27,764	14,267	13,497
		平成20年	28,114	14,313	13,801
		平成21年	28,152	14,345	13,807
中学校	25	平成19年	13,001	6,599	6,402
		平成20年	12,771	6,557	6,214
		平成21年	12,797	6,628	6,169

#### 2) 体育施設の整備状況

##### ①学校体育施設および社会体育施設

公立小中学校体育施設数として、すべての市立小中学校が「屋外運動場（グラウンド）」「体育館」「水泳プール」を有している。そして原則としてこれらすべての公立小中学校の体育施設（中学校水泳プールを除く）が、開放事業の対象になっている。しかし、住宅地にあり住宅と近接する学校のなかには、騒音などに対する苦情への配慮から、開放を行っていない学校もある。

社会体育施設としては体育館、庭球場、プール、野球場などが整備されている。具体的な施設種と整備されているスポーツ施設を図表 12-2 に示した。

図表 12-2 学校体育施設および主な社会体育施設

区分	施設名	体育館	グラウンド	アリーナ	武道場	トレーニングルーム	庭球場	プール	野球場	サッカー場	多目的・イベント広場
学校体育施設	小学校(68)	●	●					●			
	中学校(25)	●	●		●(22)			●			
社会体育施設	ブレックスアリーナ宇都宮	●		●	●	●					
	明保野体育館	●				●					
	雀宮体育館	●	●			●	●(2)				●
	清原中央公園	●		●	●	●	●(8)		●		
	上河内体育館	●									
	河内体育館	●			●	●					
	宮原運動公園						●(6)		●		
	柳田緑地								●	●	
	駒生運動公園								●		
	石井緑地								●	●(6)	
	道場宿緑地								●		
	上河内運動場						●(2)		●		
	宮山田運動場								●		
	芦沼運動場								●		
	下田原運動場						●(2)	●	●		
	屋坂運動場		●				●(13)				
	河内総合運動公園多目的運動広場		●						●	●	
	栃木SC宇都宮フィールド									●(2)	
	水上公園プール							●			
	駅東公園プール							●			
陽南プール							●				
ドリームプールかわち							●				
古田運動場								●	●		
中岡本運動場								●	●		

注 カッコ内の数は施設数または面数

## ②その他の活動との関連

市内に総合型地域スポーツクラブ（以下、総合型クラブ）は4クラブあるが、学校開放施設の利用を巡って既存団体との調整に苦勞しているケースもある。

既存のスポーツ団体を統合して設立された総合型クラブ「友遊いずみクラブ」（会員数約1,500人）は、隣接する泉が丘小・中学校の学校開放施設を有効活用し、子どもの体力向上プログラムを充実させるなど幅広い活動を展開している。

## 3) 学校施設開放制度について

### ①条例・規則

「宇都宮市教育委員会の組織及び運営に関する規則」（平成14年3月29日全面改正）は昭和45年に施行された「宇都宮市教育委員会事務局組織規則」を全面的に改定したものである。ここでは学校体育施設開放事業に関する事柄として、以下の二点が定められている。

- ・第6条第2項 学校管理課の分掌事務「(2)学校施設の維持管理及び整備に関すること」
- ・同条第7項 スポーツ振興課の分掌事務「(4)学校校庭夜間開放事業に関すること」

また、「宇都宮市立小中学校施設の開放に関する規則」（以下、開放規則）は昭和50年6月13日に施行された。「学校施設の開放」「開放に係わる責任」「利用の対象者」「利用の許可」「使用料」等について明記されている。

## ②管理責任者

教育委員会（開放規則第3条より）

## ③所轄部署

学校体育施設開放事業の所轄部署は教育委員会学校管理課とスポーツ振興課の2つに分かれている。照明設備のある校庭（グラウンド）の夜間利用についてはスポーツ振興課で、それ以外の開放施設については学校管理課で行っている。夜間照明設備はもともと1980年の国体を契機に社会体育推進の一環として設置したという経緯から、社会体育の所轄部署が担当している。

## ④利用者

宇都宮市内に居住するか在勤在学する者が10人以上で構成した団体であり、かつ教育委員会の許可を得た団体である。児童生徒も対象となるが、監督責任者として成人が含まれていなければならない。

## ⑤利用時間および利用料

市立小中学校体育施設開放の開放日と時間については、開放規則の別表として以下のように定められている。

図表 12-3 学校体育施設の開放時間

区分	開放日	開放日	開放時間
校庭 (グラウンド)	夜間開放	通年 (年末年始は除く)	午後7時から午後9時30分まで
	昼間開放	土曜日、日曜日、休日および長期休業日 (年末年始は除く)	午前9時から午後5時まで (11月から3月までは午後4時まで)
体育館および武道場		土曜日、日曜日、休日および長期休業日 (年末年始は除く)	午前9時から午後9時30分まで
		月曜日から金曜日まで (休日、長期休業日および年末年始は除く)	午後7時から午後9時30分まで

利用料は、原則として無料である。ただし屋外施設の夜間使用の場合は、夜間照明設備使用料として以下の金額を支払う必要がある。

図表 12-4 夜間照明設備の使用料

	1時間あたりの使用料(夜間照明設備使用料)				
	運動場	テニスコート	バレーコート	サッカー場	野球場
旧宇都宮市内の施設の場合	1,260円	630円	630円		
旧上河内町内の施設の場合		420円		600円	1,260円
旧河内町内の施設の場合	1,000円				

## 4) 学校体育施設開放事業の背景

学校体育施設を有効活用するために昭和50年に開放規則が作られた。平成19年に宇都宮市は河内町と上河内町の二町と合併し、合併に伴う制度の調整が行われた。旧二町の制度は旧宇都宮市のそれとは多少異なっていたが、旧宇都宮市の学校開放規則に沿う形で開放事業を実施している。

## 5) 学校開放事業における運営体制

### ①運営形態

運営主体は教育委員会であるが、校庭の夜間開放については地域が、その他の施設の開放については学校が管理運営委員会（調整会議）を年1回3月に開いている。団体は会議で利用したい学校の登録申請を行い、利用許可を得る。その後は、地域または学校ごとに毎月の利用団体や利用時間を管理している。学校開放事業は、副校長（教頭）が担当することが多い。

年度途中に新規の団体が登録した場合の利用調整は各校に任されている。教育委員会では主に学校開放施設の利用に関する相談や苦情などのとりまとめや対応を行っている。利用団体が夜遅くまで駐車場に車を停めているなどの苦情が学校を通じて寄せられている。

体育館の鍵は学校が管理している。鍵を複数個用意しており、利用者は学校から鍵を借り、利用後に学校に返却する。教員が残って施錠をするなどの負担はなく、鍵の受け渡しでの問題は特に生じていない。

校庭（グラウンド）の夜間照明は、教育委員会が「管理指導員」として委託した近隣在住者（各地域に3、4人。体育指導員や体育協会関係者など）が管理している。管理指導員は、団体の利用時間に合わせた配電盤の操作（点灯・消灯）だけでなく、日々の利用状況の管理や利用団体の調整にも関わっている。

開放施設の利用状況については教育委員会で把握している。校庭（グラウンド）の夜間利用は各校の管理指導員から、その他の開放施設については学校から利用状況を報告してもらい、年間の利用人数などを学校および施設ごとに集計している。

### ②登録団体の実態

登録団体は、学校体育施設のほか社会体育施設の利用登録も可能で、曜日や時間などで両者を使い分けることもできる。登録し利用申請した団体の実際の利用状況については把握されていないが、曜日と時間によって同じ団体が繰り返し利用している状態もある。

### ③学校開放事業に関する設備の整備状況および学校体育施設の利用状況

開放事業に関する設備としては、1980年の国体を契機に社会体育推進の一環として整備された校庭（グラウンド）の夜間照明設備がある。25の中学校区に1ヵ所ずつ設置されている（中学校21校、小学校3校、県立高校1校に設置）。

小学校6校、中学校10校にはシャワー設備がある。ただし、これは学校教育予算で整備されており、学校体育施設開放のために整備されたものではない。

小学校および中学校体育施設の利用状況の推移は図表12-5のとおりである。

図表 12-5 学校体育施設利用状況の推移

年度	利用数	小学校体育施設	中学校体育施設	合計
平成16年度	件数	51,610	5,432	57,042
	人数	1,346,971	119,346	1,466,317
平成17年度	件数	54,322	6,589	60,911
	人数	1,221,499	132,834	1,354,333
平成18年度	件数	55,343	7,245	62,588
	人数	1,245,566	139,062	1,384,628
平成19年度	件数	61,613	6,767	68,380
	人数	1,329,608	117,215	1,446,823
平成20年度	件数	59,924	9,397	69,321
	人数	1,417,581	190,826	1,608,407
平成21年度	件数	59,104	9,751	68,855
	人数	1,415,439	178,841	1,594,280

注1 夜間グラウンド利用実績は除く

注2 プール利用実績を含む（平成21年度実績：小学校 37,242人/1,346件、中学校 425人/25件）

#### ④財務状況

学校の体育施設開放に関する予算は年間およそ700万円である（校庭の夜間開放に関するものとして）。平成21年度にはスポーツ振興課の「地域スポーツ振興費」として「報償費」526万4,200円、「需用費」163万9,346円、「役務費」7万8,600円、「使用料及び賃借料」10万4,296円、合計708万6,442円が支出されていた。収入としては、「夜間照明設備使用料」の742万3,790円であった。

照明設備がある屋外施設の夜間開放では照明の電気代が発生するが、これについては受益者負担の原則に則っている。屋外施設の夜間照明の電気代として年間およそ700万円がかかっている。夜間照明の点灯・消灯を委託している管理指導員への謝金は1回1,300円である。

#### ⑤保険

傷害保険に加入するよう、学校から積極的な推奨はしていない。ケガなどの発生時の治療費等は個人で負担している。

#### 6) 情報

##### ①告知方法

市のホームページに学校体育施設開放に関する案内を掲載している。さらに制度改正のような大きな変更がある場合には、ホームページのほか広報誌等で告知を行う。

##### ②ニーズの把握

学校体育施設開放に関する市民のニーズ調査等を行ったことはなく、市民の意見を直接把握するために行っていることは特にない。市民からの要望が、教育委員会に直接寄せられることは希であり、学校や管理指導員に出されたものが教育委員会に報告されることが多い。

#### 7) 検討課題など

利用者のマナーに関する苦情も寄せられている。学校体育施設の開放は、既存施設の有効活用を図るため行っており、学校開放を目的とした整備は実施していないのが現状である。

## (2) 新潟県五泉市の事例

### 1) 基本情報

#### ①人口

平成 23 年 2 月 1 日現在 5 万 5,900 人。国勢調査によると人口は減少傾向にある。

#### ②財政

平成 22 年度一般会計予算：209 億円

#### ③公立小中学校数および児童生徒数

小学校は 11 校、中学校は 5 校である。児童生徒の総数は、小学校が 2,856 人、中学校が 1,521 人である。

図表 12-6 公立小中学校および児童生徒数

区分	学校数	平成22年度児童生徒数(人)		
		総数	男子	女子
小学校	11	2,856	1,412	1,444
中学校	5	1,521	766	755

### 2) 体育施設の整備状況

学校体育施設および社会体育施設の整備状況は図表 12-7 のとおりである。

図表 12-7 学校体育施設および主な社会体育施設

区分	施設名	体育館	グラウンド	アリーナ	武道場	トレーニングルーム	庭球場	プール	野球場	サッカー場	陸上競技場
学校体育施設	五泉小学校	●	●					×			
	五泉南小学校	●	●					×			
	五泉東小学校	●	●					×			
	川東小学校	●	●					×			
	巢本小学校	●	●					×			
	橋田小学校	●	●					×			
	村松小学校	●	●					×			
	村松東小学校	●	●					×			
	大蒲原小学校	●	●					×			
	十全小学校	●	×					×			
	川内小学校	●	●					×			
	五泉中学校	●	×				●				
	五泉北中学校	●	×				●				
	川東中学校	●	●								
愛宕中学校	●	×				●					
山王中学校	●	×									
社会体育施設	五泉市総合会館	● 中ホール		● 大ホール	●(3) 各技場 柔道場 相撲場	●			(●) 室内練習場		
	五泉市村松体育館			●		●					
	五泉市市営野球場								●		
	五泉市村松野球場								●		
	五泉市陸上競技場										●
	五泉市村松武道館				●(2)						
	五泉市市民プール							●			
	五泉市村松プール							●			
	五泉市戸倉プール							●			
五泉市村松テニスコート						●(3)					

注 ×は施設を有しているが、開放していないもの。カッコ内の施設数または面数

### 3) 学校施設開放制度について

#### ① 条例・規則

規則および要綱が制定されている。いずれも、旧村松町との合併に伴い平成 18 年 1 月施行（旧五泉市の規則は昭和 53 年制定）。

「五泉市立学校施設の開放に関する規則」

『学校施設の開放』『開放施設の管理責任』『学校開放指導員』『かぎ預かり員』『開放の日時・場所』『利用できる団体』等について明記

「五泉市立学校開放管理運営要綱」

『学校開放指導員の業務』『かぎ預かり員の業務』『開放運営委員会』『開放の施設、日時及び形態』『利用の手続き及び許可』等について明記

#### ② 管理責任者

教育委員会（規則第 3 条より）

#### ③ 利用者

市内に在住、在勤または在学している人が 10 人以上いる団体。事前に団体登録をする必要がある。

#### ④ 利用時間

学校体育施設開放の対象施設と時間帯は、図表 12-8 のとおりである。

図表 12-8 学校体育施設の開放時間

	平日	土・日曜日、祝日
体育館 グラウンド	18:30～21:30	9:00～21:30

#### ⑤ 利用料

無料（夜間照明を設置しているグラウンドはない）

### 4) 学校開放事業における運営体制

#### ① 運営形態

学校開放事業は、教育委員会の学校教育課から生涯学習課が施設を借り受け、利用を希望する団体に貸し出している形で行われており、利用団体の登録だけでなく、学校ごとの利用申込も生涯学習課で取りまとめている。毎年 3 月半ばに団体代表者を集めて、翌年度分の学校および施設ごとの利用調整を行っている。団体は、3 月の利用調整に基づいて決められた利用曜日・時間について、4 ヶ月ごとに申請する（「学校開放施設利用許可申請書」の提出）。登録団体には「利用団体登録証」が発行される。利用許可申請が受理されると、「学校開放施設利用許可証」が発行され、施設が利用可能となる。

利用団体は、複数の学校を利用できる。ただし、利用については、「1 団体週 1 回、（体育館の場合）バスケットボールコート 1 面分」が原則となっており、複数施設・複数時間帯の利用は空きがある場合に限られる。年度途中の新規登録団体は、複数施設・時間帯で利用している団体と利用調整を行う。施設や学校により異なるが、日曜日の夜や平日の中日は比較的空いている傾向がある。

体育館の鍵は、一部の学校を除き近隣に住む鍵預かり員（年度で契約）が保管している。団体は利用前に鍵預かり員から鍵を借り、利用後に日誌（利用の記録）を添えて返却する。したがって、鍵の施錠に関して学校側に負担はない。現在、鍵預かり員がいない学校は 4 校あり、これらについては近

くの社会体育施設で鍵を預かって対応している。

## ②登録団体の実態

平成 22 年度現在、156 団体が登録している。登録の更新は毎年度末に行われている。登録団体数は近年同程度で推移している。体育館の利用団体には、ソフトバレーボールやミニバスケットボールなどが多い。グラウンドは主に少年野球の団体が利用している。

登録団体の中には、「社会教育関係団体」として、社会教育施設の利用が無料となっている団体（スポーツ少年団や体育協会加盟団体など）が 3 割程度（45 団体）含まれている。

## ③学校体育施設の利用状況

平成 21 年度における学校体育施設ののべ利用人数合計は、210,010 人であった。

## ④財務状況

鍵預かり員への謝金として年間およそ 90 万円が計上されている。1 人あたりの謝金は基本料 1 万 5,000 円と 150 円/日。年度末にまとめて支払われる。

## ⑤学校施設整備および備品の管理

バレーボールのポールやネットなどの備品は学校のものを用いている。ボールなどの用具や消耗品は団体が持参する。

## ⑥保険

保険加入は特に義務づけてはいない。施設の破損などは原則的に団体の責任となる。施設でのケガについては、全国市長会市民総合賠償補償保険を利用するケースも想定される。

## 5) 告知方法

市の広報誌とホームページで周知を図っている。また、ホームページでは、開放施設利用者向けに、学校行事などで使えない日程を知らせるため、1 ヶ月先までの学校ごとの施設利用状況を公開している。社会体育施設を含め、ホームページによる施設予約のシステムは導入していない。

## 6) 検討課題など

学校側から体育館の照明代の負担を求める声はなく、利用団体からの要望や不満は教育委員会には寄せられていない。ただ、鍵預かり員は負担も大きいことから、引き受け手の確保は課題といえる。その他の問題としては、校内の禁煙や飲食禁止を守らない、片付けができていないなど、利用者側のマナーに関する部分があげられる。

### (3) 神奈川県寒川町の事例

#### 1) 基本情報

##### ①人口

平成 23 年 2 月 1 日現在 4 万 7,577 人。国勢調査の結果（平成 17 年まで）によると、町の人口と世帯数は微増している。特に顕著な少子高齢化が進んでいるわけではない。

##### ②財政

平成 22 年度一般会計予算：129 億円

##### ③公立小中学校数および児童生徒数の推移

小学校は 5 校、中学校は 3 校である。児童生徒の総数の推移は、図表 12-9 のとおりである。

図表 12-9 公立小中学校および児童生徒数の推移

区分	学校数	児童生徒数(人)			
		区分	総数	男子	女子
小学校	5	平成20年	2,701	1,372	1,329
		平成21年	2,746	1,411	1,335
		平成22年	2,756	1,414	1,342
中学校	3	平成20年	1,352	701	651
		平成21年	1,339	660	679
		平成22年	1,292	646	646

##### ④寒川町のスポーツに関するニーズ

平成 21 年 4 月から 5 月にかけて行われた「行政施策に関する町民アンケート調査」（20 歳以上の町民 1,500 人を対象、490 部を回収。回収率 32.7%）によると「スポーツ・レクリエーション活動の推進」項目は現状評価が高く、今後の重要度が低いと評価されている。そのため、ポートフォリオ分析結果としては「スポーツ・レクリエーション活動の推進」は「力を入れる必要性が低い項目」として位置付けられている。

また平成 18 年 1～2 月に行われた「町民意向調査」においても「スポーツ・レクリエーション活動」は優先度の低い施策とされ、「文化やスポーツの振興などを望む声は小さい」とまとめられている。

こうした評価は、地域住民が自発的にスポーツをする環境を町が整えており、施設整備を含めたスポーツ振興の現状への満足度が低くない証とみられることもできる。

#### 2) 体育施設の整備状況

##### ①学校体育施設および社会体育施設

学校体育施設、社会体育施設、公民館の整備状況は図表 12-10 のとおりである。社会体育施設の管轄は生涯学習課だが、個々の公民館の利用状況は公民館が把握している。スポーツ公園に関しては、土地の売却のため、野球場を閉鎖したところ、町民から「場所が足りない」との要望を受け、田端地区にある田端スポーツ公園に増設した。

図表 12-10 学校体育施設および主な社会体育施設等

区分	施設名	体育館	グラウンド	アリーナ	武道場	トレーニングルーム	庭球場	プール	野球場	サッカー場	多目的・イベント広場
学校体育施設	寒川小学校	●	●								
	一之宮小学校	●	●								
	旭小学校	●	●								
	小谷小学校	●	●								
	南小学校	●	●								
	寒川中学校	●	●								
	旭が丘中学校	●	●								
寒川東中学校	●	×									
社会体育施設	寒川総合体育館			●	●	●					
	川とのふれあい公園								●	●	●
	倉見スポーツ公園								●		
	町営プール							●			
	田端スポーツ公園		●						●		●
	さむかわ庭球場						●				
	旭が丘中学校グラウンド(夜間)		●								
	寒川中学校グラウンド(夜間)		●								
大蔵青少年広場		●								●	
公民館	寒川町公民館										
	町民センター										
	北部文化福祉会館		●								
	南部文化福祉会館		●								

注 ×は施設を有しているが、開放していないもの

## ②その他の活動との関連

総合型地域スポーツクラブとして、「特定非営利活動法人スポーツクラブ 1994」がある。陸上競技やエアロビック、健康体操を中心に活動をしている団体であり、平成 22 年度予算は 497 万円である。学校体育施設開放事業との関連はない。

## 3) 学校施設開放制度について

### ①条例・規則

「寒川町立学校体育施設利用条例」(昭和 54 年 3 月制定)

『学校体育施設』『使用許可』『使用料』等について明記

「寒川町立学校体育施設利用条例施行規則」(昭和 54 年 3 月制定)

『使用の申請及び許可』『使用許可の取り消し等』『使用料の減免』等について明記

「寒川町立学校体育施設開放実施要綱」(以下、実施要綱)(昭和 63 年 1 月 1 日制定)

『開放される体育施設』『運動等の種目』『使用者の範囲』『団体の登録』等について明記

### ②管理責任者

教育委員会(実施要綱第 7 条より)

### ③利用者

10 人以上で構成する団体であり、その内の 3 分の 2 以上が町内に居住または町内に所在する会社等に勤務している者で構成されていること。事前に団体登録をする必要がある。

### ④利用時間

学校体育施設開放の対象施設と時間帯は、図表 12-11 および図表 12-12 のとおりである。

図表 12-11 学校体育施設の開放時間

	日曜日、休日	土曜日	平日(小学生の団体)	平日
体育館	9:00~12:00	13:00~17:00	17:00~18:30	19:00~21:00
	13:00~17:00	19:00~21:00		
	19:00~21:00			
グラウンド	9:00~12:00	13:00~17:00 ※	17:00~18:30 ※	
	13:00~17:00 ※			

※ 但し日没迄とする

注 夜間のグラウンドは、公共施設予約システムによる受付のため、利用時間は表12-12のとおり

図表 12-12 夜間照明を使用する場合の学校体育施設開放の対象施設と時間帯

	開放期間	開放時間
旭が丘中学校	4,5月	18:30~21:00
	6月~8月	19:00~21:30
	9,10月	18:30~21:00
	11月~3月	18:00~20:30
寒川中学校	4月~10月	18:30~21:00
	11月~3月	18:00~20:30

注 原則として、夜間照明施設の使用は月曜日を除く

## ⑤利用料

体育館と昼間のグラウンド利用は無料である。夜間のグラウンド利用ではナイター照明代を徴収しており、利用料は図表 12-13 とおりである。

図表 12-13 グラウンドの夜間照明利用料

場所	利用可能種目	2時間使用(円)	2時間30分使用(円)	1時間あたりの利用料(円)	備考
寒川中学校	野球・ソフトボール	5,600	7,000	2,800	青少年の育成団体(少年野球、サッカー)は減額対象であるため、半額となる
	サッカー	4,800	6,000	2,400	
旭が丘中学校	ソフトボール・サッカー	3,200	4,000	1,600	

## 4) 学校体育施設開放事業の背景

学校体育施設開放事業が行われる以前は公共スポーツ施設が充実しておらず、住民が運動をできる場は公民館しかないという状況であったため、町民からスポーツ施設利用に関する要望があり、昭和54年3月24日に、住民にとって身近な学校体育施設を開放することになった。

## 5) 学校開放事業における運営体制

### ①運営形態

学校開放事業の運営組織として町立学校体育施設開放運営委員会(以下、運営委員会)が設置されている。運営委員会は年に1回程度開催され、登録団体の審査や特別な課題について検討される。各校における実際の開放運営は「調整会」において行われている。調整会は毎月1回、各学校で開催され、その学校の体育施設利用を希望する各団体の代表者が集まりスケジュールを調整しながら施設の予約を行う。調整会には教育委員会は関与しておらず、各学校の教頭が取りまとめている。団体からの施設利用に関する要望は調整会であげられ、教頭を通じて教育委員会に報告される。備品修理などの要望は多少あるが、施設予約方法に関する要望は教育委員会には寄せられていない。

施設利用を希望する団体は、施設利用登録時に主な活動校を申請する。申請施設は一カ所に限定されていないため、複数校を活動施設として申請しておけば、比較的空いている学校を選んで利用することも可能である。卓球など体育館一面を使わない団体の場合、使用しない半面を他の団体と同時利用するなど、互いに調整しながら利用している。

## ②登録団体の実態

約 90 団体が登録しており、登録団体の 7 割は実際に開放施設を利用している。登録の更新は 3 年ごと。登録団体数は減少傾向にあり、以前は 100 団体ほど存在した。減少の理由のひとつとしては、同じ種目の団体が合併していることがある。

登録団体の主な種目として、体育館において利用人数が多い団体はバレーボール、バスケットボール、バドミントン、人数が少ない団体は卓球、ダンス、空手である。また、グラウンドの利用団体の多くは、野球やサッカーであり、いずれもスポーツ少年団が多数を占めている。

毎回施設を利用する団体はほぼ決まっている。新規の登録団体は年間 4、5 団体程度である。また、地域で利用頻度に差があり、南部にある南小学校の利用頻度が特に高い。活動している団体が多いことと、施設が比較的新しいことが要因として考えられる。

## ③学校開放事業に関する設備の整備状況および備品の管理

学校開放事業のために整備した設備は、夜間に利用するためのナイター設備である。現在、中学校 2 校のみに整備されている。今後学校開放事業のために施設等の整備を行う予定はなく、現状の施設をうまく利用していくことを考えている。

団体からの備品に関する要望としては、比較的値段の高いバレーボールのポールやネットなどが多い。購入費用は、開放事業で利用している備品のみ教育委員会が負担する。ボールなどの消耗品は基本的には団体持参としているため、学校にある体育備品の共有は少なく、開放事業のみで使用する備品はステージの下など器具庫以外に収納しているケースが多い。

## ④財務状況

学校開放事業に関する事業費が計上されている。施設利用料はこの事業費の収入となり、平成 21 年度は 143 万 5,400 円であった。支出総額は 200 万 9,158 円であり、その内訳は鍵の管理委託（約 40 万円）や電気代（約 20 万円）、メンテナンス費用（年間 1 回の保守点検、約 80 万円）、夜間照明の電球等（約 10 万円）などである。メンテナンス費用とは、グラウンドの夜間照明にかかる経費であり、体育館の照明に関する経費は含まない。調整会にかかる会議費は支出項目としてはない。事業収入の不足分は、一般会計から補填している（一般会計の 21 年度決算書：約 60 万円）。団体からの施設利用料に関する不満は教育委員会には寄せられていない。

## ⑤保険

教育委員会では団体の登録時に保険加入を推奨しているが、保険の加入を登録の条件とはしていない。過去に開放施設における大きな事故はない。

## 6) 情報

### ①告知方法

学校体育施設開放事業に関する情報は、町の月刊広報誌、町内にある掲示板、町のホームページなどに掲載している。

## ②ニーズの把握

学校体育施設開放事業に関する住民のニーズを探るための意向調査等は特に実施していない。町民のニーズを把握する方法としては、平成16年3月に寒川町スポーツ振興基本計画策定のためにアンケート調査を実施したことがあるが、最近に行っていない。町民が行政に要望を伝えるためには、ホームページの町長への手紙、スポーツ振興課へ直接伝えるという方法があるが、最近は要望がない。

## 7) 検討課題など

新規の団体も登録がしやすい仕組みに改善するため、利用予約をホームページで管理できるシステムの導入を検討している。また、夜間における体育館とグラウンド使用に対して使用料を徴収することも今後の課題としている。

## (4) 長野県箕輪町の事例

### 1) 基本情報

#### ①人口

平成 23 年度 2 月 1 日現在 2 万 5,809 人。国勢調査の結果（平成 17 年まで）によると、町の人口と世帯数は微増している。過去 5 年間は大きな変動なし。

#### ②財政

平成 22 年度一般会計予算：84 億円

#### ③公立小中学校数および児童生徒数の推移

小学校は 5 校、中学校は 1 校である。児童生徒の総数の推移は、図表 12-14 のとおりである。

図表 12-14 公立小中学校数および児童生徒数の推移

区分	学校数	児童生徒数(人)			
		区分	総数	男子	女子
小学校	5	平成20年	1,527	814	713
		平成21年	1,539	822	717
		平成22年	1,536	815	721
中学校	1	平成20年	720	380	340
		平成21年	720	370	350
		平成22年	709	359	350

### 2) 体育施設の整備状況

町内の学校体育施設および社会体育施設等は図表 12-15 のとおりである。社会体育施設のグラウンドには、夜間照明が 3 ヶ所整備されている。町民プールは老朽化が進んでおり、平成 23 年 2 月現在、50m プールは漏水のため使用できない。25m プールと幼児用プールについても、平成 23 年度の使用は未定である。

また、平成 23 年 1 月に「箕輪町ながたドーム」が整備された。近隣に温泉施設や森林公園があり、運動施設および観光スポットとして活用されている。利用する場合は、利用料（500 円/1 時間）に加えて、照明料（700 円/1 時間）を支払う。町外からも集客を図るための施設として整備された経緯があり、住民に対する優遇措置はない。利用者は、近隣 6 市町村から集まる。

社会体育施設の運営・利用状況については、教育委員会生涯学習課が担当し、施設予約の受付を行っている。登録団体は、年一回の調整会議での話し合いによって予約の調整を行う。

登録団体以外の利用方法としては、団体の予約がない時間帯に利用可能である。利用料金は、1,500 円/2 時間であるが、人数が少ない団体の場合は、一人あたり 80 円/1 時間といった低料金で利用できるシステムもある。

図表 12-15 学校体育施設および主な社会体育施設等

区分	施設名	体育館	グラウンド	アリーナ	武道場	トレーニングルーム	庭球場	プール	野球場	サッカー場	多目的・イベント広場
学校体育施設	箕輪中部小学校	●	●								
	箕輪北小学校	●	●								
	箕輪南小学校	●	●								
	箕輪東小学校	●	●								
	箕輪西小学校	●	●								
	箕輪中学校	●	●								
社会体育施設	町民体育館	●									
	社会体育館	●									
	藤が丘体育館	●									
	武道館				●						
	健康センター										
	番場原グラウンド		●							●	
	沢グラウンド		●								
	上古田グラウンド		●								
	番場原テニスコート						●				
	長田テニスコート						●				
公民館	町スイミングプール							●			
	箕輪町ながたドーム			●			●			●	

### 3) 学校施設開放制度について

#### ① 条例・規則

「箕輪町立学校体育施設開放に関する規則」（昭和 60 年 3 月制定。以下、開放規則）

『管理の責任』『管理指導員』『学校体育施設開放の期間及び時間』等について明記。

「箕輪町立学校体育施設夜間照明施設使用料徴収条例」（昭和 61 年 3 月制定）

『使用料』について明記

#### ② 管理責任者

教育委員会（開放規則第 3 条より）

#### ③ 利用者

町内に居住または町内事業所に勤務する者が 5 人以上の団体のみ可能。あらかじめ教育委員会に登録する必要がある。

#### ④ 利用時間および利用料

学校体育施設開放の時間帯および利用料は図表 12-16 のとおりである。施設の利用料は無料であるが、夜間の照明代を徴収している。照明代は、2 ヶ月ごとに教育委員会が施設を利用した団体へ請求書を送付している。

図表 12-16 学校体育施設の開放時間および利用料

区分	開放日	開放時間	使用料(照明代)
グラウンド	4月1日から11月30日まで	【平日】午前5時から午前7時まで／午後6時30分から午後9時まで 【土・日曜・祭日】開放校校長と協議し決める	150円/1時間 ※小中学生が団体の使用 する場合は無料
体育館	4月1日から3月31日まで	【平日】午後6時30分から午後9時まで 【土・日曜・祭日】開放校校長と協議し決める	

注 使用料は体育館の照明にかかる料金(グラウンドには夜間照明なし)

#### 4) 学校体育施設開放事業の背景

町のスポーツ振興や選手育成に寄与する団体を認定する「定期体育施設使用登録団体」の制度がある。社会体育施設の利用料は無料であり、かつ優先的に一年間の施設予約ができるといった優遇措置を受けることができる。現在 50 団体が認定されている。

一方で定期体育施設使用登録団体以外の多くの団体がある。社会体育施設は定期体育施設使用登録団体の予約でほぼ埋まっている状態であることから、昭和 60 年 4 月 1 日より学校体育施設を無料で開放している。学校体育施設を利用する団体は、「学校体育施設使用団体」として教育委員会に登録されており、現在 87 団体が 6 校の体育館とグラウンドを使用している。

#### 5) 登録団体の実態

##### 定期体育施設使用登録団体と学校体育施設使用団体

定期体育施設使用登録団体は、すでに 50 団体が認定を受けており飽和状態である。主に競技力向上を目的として活動していることが特徴である。

学校体育施設使用団体は、主に一時的な体育館利用を希望する小規模の団体であり、種目は多岐にわたる。現在 87 団体が登録をしている。レクリエーション活動を目的とした団体が多い。社会体育施設を優先的に利用できる定期体育施設使用登録団体も、同時に学校体育施設使用団体として教育委員会に登録している。

#### 6) 学校開放事業における運営体制

##### ①運営形態

教育委員会生涯学習課が担当し、学校体育施設使用団体の登録承認や施設予約に関する調整を行っている。学校体育施設開放を行う学校（以下、開放校）においては、教頭が担当し、登録団体の受付や教育委員会への学校体育施設備品に関する連絡および実施状況の報告を行っている。

学校体育施設使用団体の登録方法は、生涯学習課が各団体へ登録申請書を発送し、提出された申請書の内容に問題がなければ許可証を発行する。承認された団体は、許可証をもとに利用を希望する学校に施設利用の申込みを行う。学校ごとに毎月 2 ヶ月先までの予約を先着順で受け付けている。

鍵は各学校が管理している。施設を利用する団体は 8 時から 17 時までに学校へ借りに行き、使用後は学校のポストに返却する。そのため、学校開放のために夜間に教員が残ることはない。

##### ②学校体育施設の利用状況

各学校における学校体育施設の利用状況の推移は図表 12-17 のとおりである。平成 21 年度においては、利用件数は北小学校が最も多く 319 件であり、利用人数においては東小学校が最も多く 7,138 人であった。利用件数合計は過去 5 年間大きな変化はない。

図表 12-17 学校別にみた学校体育施設利用状況の推移

年度	利用数	中部小学校	北小学校	東小学校	南小学校	西小学校	中学校	合計
平成17年度	件数	87	458	244	256	235	134	1,414
	人数	2,223	8,420	4,545	3,120	3,156	1,512	22,976
平成18年度	件数	145	381	338	235	269	119	1,487
	人数	5,203	6,393	6,519	3,164	3,344	1,198	25,821
平成19年度	件数	74	352	272	197	246	171	1,312
	人数	2,179	5,998	4,508	2,654	2,982	1,817	20,138
平成20年度	件数	125	368	281	233	271	161	1,439
	人数	4,160	4,820	6,244	3,012	3,169	1,565	22,970
平成21年度	件数	160	319	311	234	253	184	1,461
	人数	5,821	4,151	7,138	2,888	2,910	2,135	25,043

### ③利用に関する地域性

学校体育施設利用には登録の例外があるため、地域性がみられる。保育園や地区子ども会の活動等に関しては、事前の登録が不要であり、利用申し込みのみで受付を行っている。運動会等で使用することが多く、周辺に体育施設が無い学校においては利用件数が多い。

### ④財務状況

学校体育施設開放事業にかかる経費としては、生涯学習課の予算として夜間照明の水銀灯の電球についての物件費（約23万円）のみが計上されている。小規模の修繕費や消耗品に関しては、体育総務費から支出される。その他の経費は学校教育課と協議の上、負担する内容を決定している。夜間照明の使用料収入のみでは経費を負担できないため、町の予算から補填している状況である。

### ⑤学校体育施設の備品の管理

備品に関して予算化はしていない。ボール等も学校体育備品と共有している。

### ⑥保険

登録団体には、スポーツ保険の加入を奨励している。過去に学校体育施設においての事故有り。

## 7) 検討課題など

登録団体の増加により新規団体の参入や施設予約が難しい状況であるため、キャンセル等の施設予約に関するルールの徹底を図ることが課題である。

## (5) 北海道上士幌町の事例

### 1) 基本情報

#### ①人口

平成 23 年 2 月 1 日現在 5,181 人。昭和 55 年の国勢調査によると人口は 7,571 人であり、減少傾向にある。

#### ②財政

平成 22 年度一般会計予算：55 億円

#### ③公立小中学校数および児童生徒数

小学校は 5 校、中学校は 1 校である。平成 21 年度 3 月末に 2 校が閉校となった。児童生徒の総数は、図表 12-18 のとおりである。

図表 12-18 公立小中学校数および児童生徒数 (平成 23 年 2 月末現在)

区分	学校数	平成22年度児童生徒数(人)		
		総数	男子	女子
小学校	5	219	102	117
中学校	1	123	64	59

### 2) 体育施設の整備状況

学校体育施設および社会体育施設等の整備状況は図表 12-19 のとおりである。

図表 12-19 学校体育施設および主な社会体育施設等

区分	施設名	体育館	グラウンド	アリーナ	武道場	トレーニングルーム	庭球場	プール	野球場	サッカー場	多目的・イベント広場
学校体育施設	上士幌小学校	●	●					●			
	北居辺小学校	●	●								
	萩ヶ岡小学校	●	●								
	北門小学校	●	●								
	糠平小学校	●	●								
	上士幌中学校	●	●								●
社会体育施設等	上士幌町スポーツセンター	●		●		●					
	町民球場								●		
	町民ソフトボール場								●		
	町民運動広場		●								
	町民テニスコート						●				
	上士幌町青少年会館	●									

注 平成21年度3月末に「上音更小学校」と「東居辺小学校」の2校は閉校となった

### 3) 学校施設開放制度について

#### ①条例・規則

「上士幌町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則」(昭和 55 年 8 月改正。以下、開放規則)『教育委員会及び学校長の責任』『管理員』『開放の種類及び施設』『学校開放の日時』『利用の許可』『利用の手続』等について明記

## ②管理責任者

教育委員会（開放規則第2条より）

## ③利用者

町内に在住、在勤もしくは在学する者が5人以上の団体を構成し、かつ、当該団体に監督者として成人が含まれている場合に限る。ただし、水泳プールについてはこの限りではない。

## ④利用時間および利用料

学校体育施設開放の時間帯は図表 12-20 および図表 12-21 のとおりである。利用料は無料である。

図表 12-20 学校体育施設の開放時間および利用料（グラウンド・体育館）

区分	開放日	開放時間		利用料
		5月～10月まで	11月～4月まで	
グラウンド	平日	5:00～8:00 17:00～19:00		無料
	日曜・祝日・長期休業日	5:00～19:00	9:00～17:00	
体育館	平日	17:00～21:00		
	日曜・祝日・長期休業日	9:00～21:00	9:00～17:00	

注 体育館の開放時間は、開放規則では5月～10月までは「(平日)17:00～21:00/(休日)9:00～21:00」となっているが、実際に開放されている時間帯は「(平日)17:00～21:30/(休日)9:00～21:30」である。

図表 12-21 学校体育施設の開放時間および利用料（水泳プール）

区分	開放日	開放時間(7月～9月)	利用料
水泳プール	平日	18:00～21:00	無料
	日曜・祝日・長期休業日	10:00～21:00	

注 水泳プールも開放施設となっているが、本調査においてはグラウンドおよび体育館が対象のため、開放事業に関する以降の記載からは割愛した。

## 4) 学校体育施設開放事業の背景

町内の社会体育施設は「上士幌町スポーツセンター」「町民球場」「町民ソフトボール場」「上士幌町民テニスコート」「上士幌町格技場」など限られているため、昭和53年4月13日に学校体育施設の利用を開始した。

## 5) 学校開放事業における運営体制

### ①運営形態

学校体育施設開放事業の所管部署は教育委員会である。学校体育施設を利用している団体は、年間を通じて施設を利用する団体と、単発で施設を利用する団体がある。年間を通じて施設を利用する団体は、主に平日に施設を利用しており、単発で施設を利用する団体は、休日などの学校の授業がない日にあわせて利用している。

施設の利用申し込み手順として、まず使用申請書を教育委員会へ提出し、教育委員会において使用許可証が発行される。許可証と使用申請書の写しを利用希望の学校へ提出する。施設予約は教育委員会が受け付けており、各団体の利用希望日にあわせて調整を行う。利用団体の管理は、教育委員会と学校が行っている。鍵の管理は、学校が行う場合と教育委員会の職員が施錠している場合がある。

## ②登録団体の実態

5施設で10～12団体（年間利用希望）が登録している。

## ③学校開放事業に関する設備の整備状況および学校体育施設の利用状況

学校体育施設における照明設備は整備されていない。また、各学校における学校体育施設の利用状況の推移は図表12-22のとおりである。

図表12-22 学校別にみた学校体育施設利用状況の推移

年度	利用数	上土幌小学校	上音更小学校	北居辺小学校	東居辺小学校	北門小学校	萩ヶ岡小学校	糠平小学校	上土幌中学校	合計
平成17年度	回数	273	23	77	115	19	137	0	195	839
	人数	3,837	304	995	1,632	172	2,056	0	2,654	11,650
平成18年度	回数	229	40	69	132	9	62	0	163	704
	人数	3,379	332	833	1,475	69	861	0	2,442	9,391
平成19年度	回数	200	82	35	116	12	67	0	153	665
	人数	3,557	996	356	1,323	129	704	0	2,287	9,352
平成20年度	回数	232	17	38	97	19	47	0	149	599
	人数	4,161	229	346	1,299	113	549	0	2,093	8,790
平成21年度	回数	119	37	48	65	6	51	0	169	495
	人数	2,959	747	379	779	49	587	0	2,617	8,117

注 平成21年度3月末に「上音更小学校」と「東居辺小学校」の2校は閉校となった

## ④利用に関する地域性

市街地とそれ以外の地域では利用状況に差がある。利便性などから、市街地以外の地域で学校体育施設の利用頻度が高い。

## ⑤財務状況

施設の管理者への「報償費」として年間20万円を予算化している。施設管理者とは主に学校の教員であり、施設の利用実績に応じて支払われる。

## ⑥学校体育施設の備品の管理

ボールは利用者が持参している。バドミントンのボールは学校体育備品を使用しているが、ネットについては、スポーツセンターの備品を貸し出している。

## ⑦保険

各利用団体に任せているため、保険加入の奨励は行っていない。

## 6) 検討課題など

学校体育施設開放事業について、住民から教育委員会に要望等は特に寄せられておらず、比較的スムーズに運営がなされていることが伺える。

## (6) まとめ

### 1) 条例などについて

今回取り上げた5つのすべての自治体では、学校体育施設を開放するための条例や規則、要綱が整備されている。それらは昭和40～60年代に施行されたものであり、その中で学校体育施設開放時の管理責任者はいずれも教育委員会であることが明記されている。こうした条例などを整備することによって責任の所在を明らかにすることは、学校体育施設開放の最低条件となる。

### 2) 予算・決算

またこうした条例などの整備によって、学校体育施設開放のための予算を組むことが可能になる。今回の調査対象自治体では、人口規模によって金額に開きはあるものの、学校体育施設開放のための予算が組まれており、その支出内訳は夜間照明の点灯・消灯作業費や体育館の鍵の管理費、電球代などのメンテナンス費、そして電気代などである。

それに対する収入は、夜間照明設備利用料という名目で利用団体から支払われる料金である。自治体によっては予算とほぼ同じ収入額を得ている事例もあったが、赤字になることを前提に予算が組まれており、赤字分は一般会計から補填されている事例もみられた。

開放事業を10年近く実施していれば、支出項目と金額はほぼ見当がつくと思われる。受益者負担の原則をどこまで適用すればよいかという問題とも関わってくるが、利用料金の見直しも含め、開放事業にかかる赤字の解消を検討すべきであろう。

### 3) 利用条件と運営体制

開放施設を利用する際には、10人程度の団体を作り、所定の手続きを経て教育委員会に登録する、あるいは教育委員会の許可を得ることが条件である場合が多い。こうした手続きを終えた団体は実際に利用を希望する学校に登録をするが、1団体1校といった制約がなく、複数校に利用登録できるという事例が多かった。登録をした団体は、教育委員会、あるいは管理運営委員会が開く調整会議に出席し、利用希望が重複した場合の施設や時間を調整する。この調整会議は年に1回だけの開催や、毎月開催されるケースがある。

調整会議を年に1回程度に限定するという運営方法は、利用団体としては1年間を見越して開放施設の利用計画を立てられるので、特にスクール形式で月謝などを徴収しながら事業展開しているスポーツクラブにとっては都合の良い方法かもしれない。他方、年間で利用する団体が決まってしまうということは、年度の途中から開放施設の利用を希望する団体にとっては利用しにくいという状況を作ることになる。

ひとつの団体が利用できる条件は原則として1校(週1回)とし、施設や時間に空きがある場合に限り複数校・時間帯の利用を認めている事例がみられた。このやり方は、団体に利用施設数を可能な限り提供しながら、同じ施設の利用を希望する新規の団体が現れた場合にはその新規団体への利用をも保証する優れた方法だと思われる。

### 4) 管理体制

学校体育施設を実際に開放し団体が利用する場合、その施設が体育館であれば出入り口の鍵の受け渡し、夜間のグラウンドであれば照明設備の点灯・消灯操作を行う必要がある。こうした開放施設現場における管理体制としては、近隣住民に委託している事例がみられた。

委託を受けた人物(受託者)は、団体の利用開始時間に合わせて鍵を団体に渡し、あるいは照明を点灯する。この時に利用証明書などを受け取ることもある。利用終了時には受託者が照明を消灯し、

あるいは団体が利用日誌と一緒に鍵を受託者の自宅ポストに入れ、それを受けて受託者が利用人数などを記録する。この記録が後日、開放校や教育委員会で集約される。

## 5) 夜間照明設備利用料について

今回調査対象となった自治体では、開放された学校体育施設自体の利用料は徴収されていなかった。一方、グラウンドで夜間照明設備が備わっている場合、その設備利用料、つまり夜間照明の電気代としてある一定金額が課金されていた。しかし、このような屋外施設（グラウンド）の夜間照明利用料を徴収している自治体においても、屋内施設（体育館など）の照明利用料は課金されていないケースが多かった。

こうした状況が生じた理由として、屋外施設の照明設備が社会体育施設費として整備されていることが考えられる。夜間照明設備は学校体育では使用することがなく、設置する場合は社会体育施設としての扱いを受ける。こうしたことから、同じ学校でありながら屋外体育施設と屋内体育施設の管理主体自体が教育委員会内部で、たとえば生涯教育課と学校教育課に分かれるという事態になる。

以上のような理由が考えられるにせよ、同じ夜間の利用で照明を使いながら一方は有料で他方は無料という料金体制は、利用者側の住民にとっては理解し難いものであろう。

## 6) おわりに

今回ヒアリング調査の対象となった自治体では、学校体育施設の開放は概してうまく行われていると判断できる。しかし、そうした自治体における利用状況を調べたところ、既に飽和状態になっている事例もみられた。今後、スポーツ政策がさらに推し進められ、人々の運動・スポーツ実施率が増加するならば、その実施を保証する環境を整える抜本的な対応が求められる。その際に、学校体育施設開放の重要性は今よりも増すことが予想され、各自治体は現状の制度をさらに効率のよいものに改良する必要がある。これまで指摘されてきたものを含め、事例調査を通じてみてきた学校体育施設開放事業の課題は以下のとおりである。

### ①利用団体

利用団体が多い地域では、一部団体の「既得権化」により、新規団体の参入が妨げられる場合がある。新規の団体が増えても活動の場を保証できない状況では、行政は学校開放事業を積極的に広報しづらい状況である。中には規模の小さい団体もあり、少人数で施設を占有する非効率的な利用もみられる。学校開放施設を利用できる団体の条件は、在住者、在勤者、在学者がいることが一般的であるが、団体に所属する在住者の数や割合、団体の公益性や規模などに応じて、利用に優先権を付与することも検討すべきである。

### ②利用時間

利用時間の設定が「13時～17時、19時～21時」などで、利用できない空間時間がある。また、利用団体の急なキャンセルなどで空いた施設を活用する体制がない。施設に限りがある以上、利用団体が多ければ時間と空間を公平に分け合うためのきめ細かなマネジメントが必要となるが、教育委員会や開放校にこうした役割を担う余裕はないと思われる。屋内施設の鍵や夜間照明の管理を含めて、学校体育施設開放事業を公益性の高い団体に委ね、行政の監督の下、施設利用の最適化に努めるのも方策のひとつである。利用時間を可能な限り延長し、時間と空間の調整・管理が適切に行われれば、事前予約がいない個人利用の枠の確保にもつながるかもしれない。

### ③利用料金

「5) 夜間照明設備利用料について」において取り上げた屋内施設と屋外施設の料金の適正化に加え、②に示した施設利用のマネジメントの経費を受益者で負担するため、適正な利用料金を徴収すべきである。現在でも、施設利用料を照明代と別に設けている自治体はあるが、料金は1団体で1時間あたり100円程度と極めて低いケースが多く、抜本的な見直しが必要となる。料金体系としては、会員から月謝などを徴収しているスクール型の団体と、メンバーが集まったサークル系団体とを同じ料金とするかについても慎重に検討しなければならない。

学校体育施設開放事業が始まったのは、早くは昭和40年代からであり、それを規定する条例、規則なども昭和40～60年代に施行されていた。その当時と比べると公共性に関する考え方は変化しており、総合型地域スポーツクラブの設立を奨励するなど、スポーツ政策の重点課題も変わってきた。現時点で開放事業がスムーズに行われていない自治体も含め、現代のニーズや課題を見据えつつ、再度、学校体育施設開放事業のありかたを見直す時期を迎えていると考えられる。



図表12-23 学校体育施設開放事業事例一覧(2)

自治体名	学校体育施設の 夜間照明の整備数	利用登録先	利用調整方法	施設予約申込	鍵の管理	登録団体数	どのような経費を予算化しているか	年間のべ利用数 (平成21年度)
宇都宮市 (栃木県)	【小学校】 3 【中学校】 21 【高校】 1	教育委員会	<p>■ 管理運営委員会による調整会議(年1回、3月)</p> <p>■ 適宜、学校毎の利用調整</p> <p>■ 取りまとめは副校長が行う</p>	学校	<p>【体育館】 学校</p> <p>【夜間照明】 近隣住民 (年度契約)</p>	非公開	<p>■ 年間予算 7,423,790円 (地域スポーツ振興費) 主な経費内訳: 【報償費】 5,264,200円 【需用費】 1,639,346円 【役務費】 78,600円 【使用料及び賃借料】 104,296円</p>	1,594,280人 (体育館利用 実績のみ)
五泉市 (新潟県)	無	教育委員会 生涯学習課	<p>■ 利用調整(年1回、3月)で、翌年度分調整</p> <p>■ 利用調整に基づき、4か月ごとに利用申請</p>	教育委員会 生涯学習課	近隣住民 (年度契約) 【一部は除く。社会体育施設 の管理。】	156団体	【鍵委託費】 90万円	210,010人
寒川町 (神奈川県)	【小学校】 0 【中学校】 2	町立学校体育施設運営委員会 (年1回の委員会開催)	<p>■ 調整会(各学校にて月1回実施)</p> <p>■ 取りまとめは教頭が行う</p>	学校	近隣住民 (年度契約)	約90団体	<p>■ 主な経費内訳: 【メンテナンス費】 80万円 【鍵委託費】 40万円 【電気代】 20万円 【夜間照明電球代】 10万円</p>	6,951団体
箕輪町 (長野県)	無	教育委員会 生涯学習課	<p>■ 先着順で受付</p>	学校	学校	87団体	【夜間照明電球代】 23万円	25,043人 (体育館利用 実績のみ)
上士幌町 (北海道)	無	教育委員会	<p>■ 教育委員会が利用希望にあわせてスケジュールを調整する</p>	教育委員会	学校	10~12団体	【報償費】 20万円	8,117人 (体育館利用 実績のみ)

### Ⅲ. その他の事項に関する調査

#### (2) スポーツNPO法人の実態に関する調査

##### 1. 調査概要

---

###### (1) 目的

本調査は、スポーツ、運動および健康に関する活動を行う全国の特非営利活動法人（NPO 法人）の運営現状を把握し、望ましい支援策について検討するための基礎資料を得ることを目的とした。

###### (2) 対象

2010年6月末日までに認証を受け、定款の「目的」に「スポーツ」、スポーツの種目名、「運動」「体育」「レクリエーション」「健康」等の活動内容の記載がある全国のNPO法人4,023法人を対象とした。

###### (3) 調査内容および方法

都道府県のNPO関連部局等のウェブサイトより抽出した対象法人に調査票を郵送した。回答はインターネット上の回答フォーム、電子メールおよびFAXで回収した。具体的な調査内容は以下のとおりである。

①法人概要、②役職員の状況、③収支、④活動エリア・場所、⑤主たる事業、⑥主たる事業とその頻度・対象者、⑦活動上の課題、⑧その他

###### (4) 回収数（回収率）

430 法人（10.7%）

###### (5) 調査期間

平成22年 年6月～12月

###### (6) その他

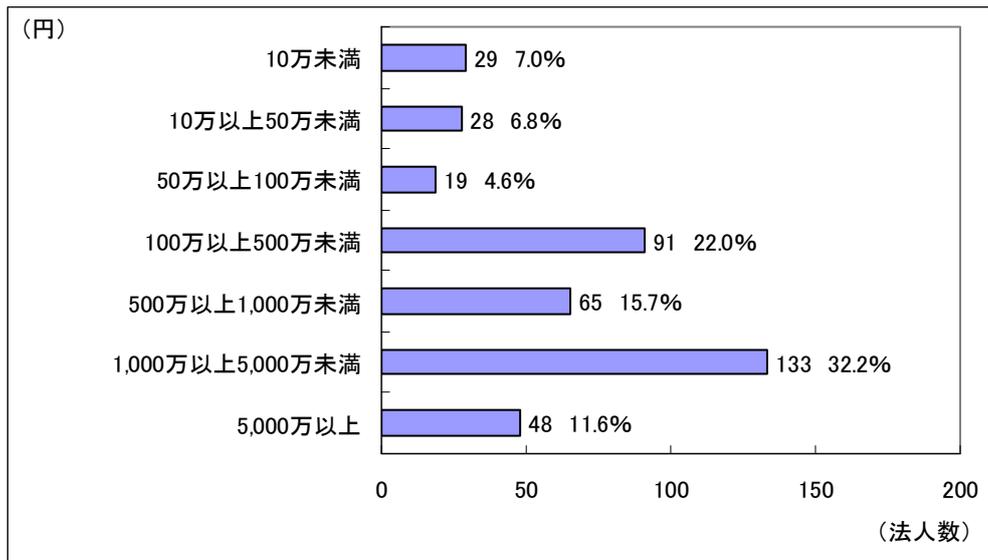
本調査報告は、笹川スポーツ財団「スポーツ・運動・健康系NPO法人に関する調査」（2011）【共同研究者：日本大学 教授 水上博司】の結果から引用、作成したものである。

## 2. 調査結果

### (1) スポーツ・運動・健康系 NPO 法人の収入の規模

平成 21 年度の収入についてみると、回答のあった 413 法人の収入の平均は、2,358 万 6,000 円であった。収入規模では「1,000 万円以上 5,000 万円未満」が 133 法人 (32.2%) と最も多く、500 万円以上の法人が全体のおよそ 6 割を占めた。収入が 100 万円未満の法人は全体の 2 割に満たなかった。18 の法人で収入が 1 億円を超えており、全体の平均額を引き上げていた。

図表 13-1 スポーツ・運動・健康系 NPO 法人の収入の規模 (n=413)



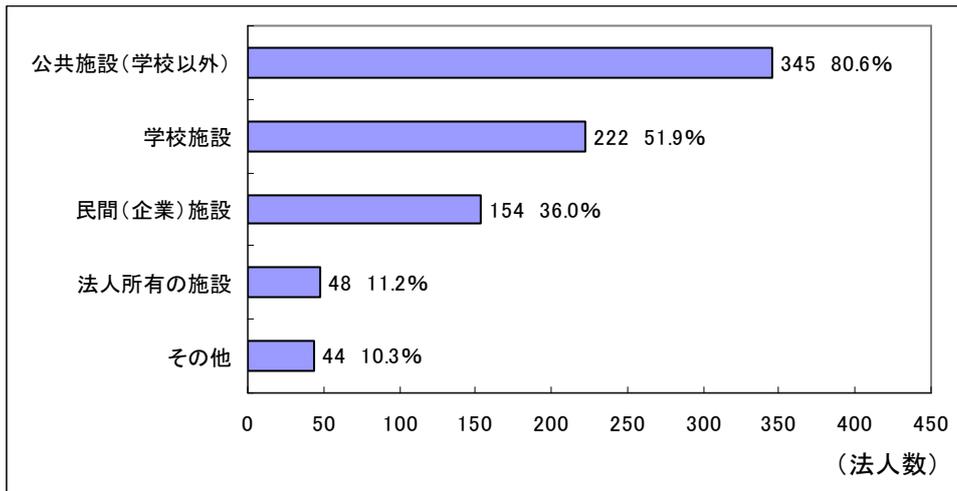
出典：笹川スポーツ財団「スポーツ・運動・健康系 NPO 法人に関する調査」(2011)

## (2) スポーツ・運動・健康系 NPO 法人の活動拠点

### 1) スポーツ活動の場所

法人のスポーツ活動の場所について、「学校施設」「公共施設（学校以外）」「民間（企業）施設」「法人所有の施設」「その他」に分けてたずねた。「公共施設（学校以外）」が 345 法人（80.6%）と最も多く、続いて、「学校施設」222 法人（51.9%）、「民間（企業）施設」154 法人（36.0%）となった。スポーツ・運動・健康系 NPO 法人の多くが、法人所有の施設をもたず、公共施設や学校施設で活動していることがわかる。

図表 13-2 スポーツ・運動・健康系 NPO 法人の活動場所（n=428 複数回答）

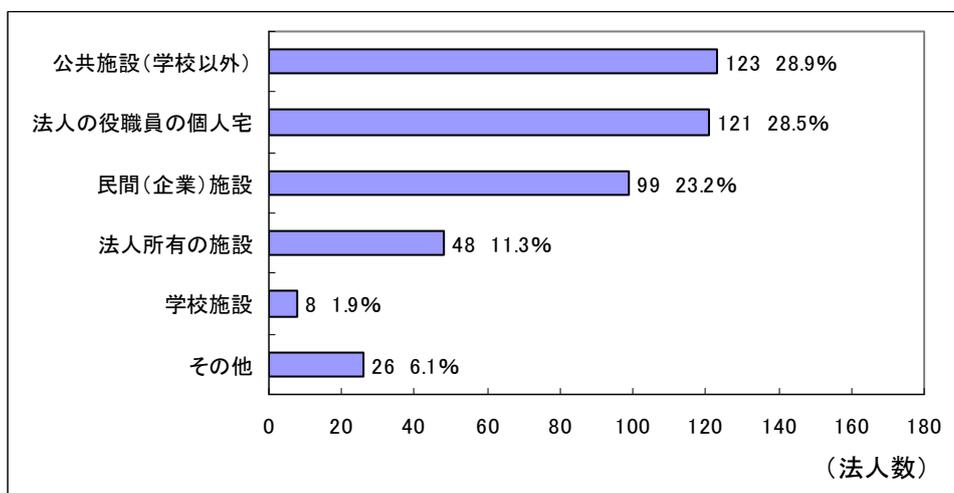


出典：笹川スポーツ財団「スポーツ・運動・健康系 NPO 法人に関する調査」（2011）

### 2) 事務局機能のある場所

法人の事務局機能のある場所について、「学校施設」「公共施設（学校以外）」「民間（企業）施設」「法人所有の施設」「法人の役職員の個人宅」「その他」に分けてたずねた。「公共施設（学校以外）」「法人の役職員の個人宅」がそれぞれ 123 法人（28.9%）、121 法人（28.5%）と多かった。法人所有の施設に事務局を置いている法人は、全体のおよそ 1 割の 48 法人あった。

図表 13-3 スポーツ・運動・健康系 NPO 法人の事務局機能のある場所（n=425）



出典：笹川スポーツ財団「スポーツ・運動・健康系 NPO 法人に関する調査」（2011）

### (3) スポーツ・運動・健康系 NPO 法人の役職員

#### 1) 役職員の構成

回答のあった 423 法人の役職員数は 7,853 人であり、1 法人あたりの平均は 18.6 人であった。構成については、「職員を兼務している役員（理事・監事）」「職員を兼務していない役員（理事・監事）」「役員以外の職員（事務職員、指導者等）」について、その数をたずねた。

「職員を兼務している役員」の数は 1,083 人で、1 法人平均 2.7 人、全体に占める割合は 13.8% であった。「役員以外の職員」の数は 3,111 人で、1 法人平均 7.9 人、全体に占める割合は 39.7% であった。

図表 13-4 スポーツ・運動・健康系 NPO 法人の役職員数

	職員を兼務する役員 (理事・監事) (n=399)	職員を兼務しない役員 (理事・監事) (n=397)	役員以外の職員 (事務職員、指導者等) (n=394)	合計
総数(人)	1,083	3,659	3,111	7,853
平均(人)	2.7	9.2	7.9	18.6
割合(%)	13.8	46.5	39.7	100

出典：笹川スポーツ財団「スポーツ・運動・健康系 NPO 法人に関する調査」(2011)

#### 2) 役職員の雇用状況

回答のあった 425 法人の役職員の雇用状況を見ると、「法人で専従し法人から報酬を得ている」役職員は 976 人 (20.6%) であり、1 法人あたりの平均は 2.8 人であった。「法人と他の仕事を兼業し、兼業先からのみ報酬を得ている」役職員が 2,040 人 (43.0%) と最も多く、1 法人あたり平均 6.2 人であった。「法人で専従しているが、報酬は得ていない」役職員 546 人 (11.5%) を含めて、スポーツ・運動・健康系 NPO 法人の役職員の半数以上は無報酬のボランティアとなっている。

図表 13-5 スポーツ・運動・健康系 NPO 法人の役職員の雇用状況

	法人で専従し、法人から報酬を得ている (n=355)	法人と他の仕事を兼業し、法人および兼業先から報酬を得ている (n=325)	法人と他の仕事を兼業し、兼業先からのみ報酬を得ている (n=328)	法人と他の仕事を兼業し、法人からのみ報酬を得ている (n=275)	法人で専従しているが、報酬は得ていない (n=305)	その他 (n=193)	合計
総数(人)	976	804	2,040	58	546	317	4,741
平均(人)	2.8	2.5	6.2	0.2	1.8	1.6	9.0
割合(%)	20.6	17.0	43.0	1.2	11.5	6.7	100

出典：笹川スポーツ財団「スポーツ・運動・健康系 NPO 法人に関する調査」(2011)

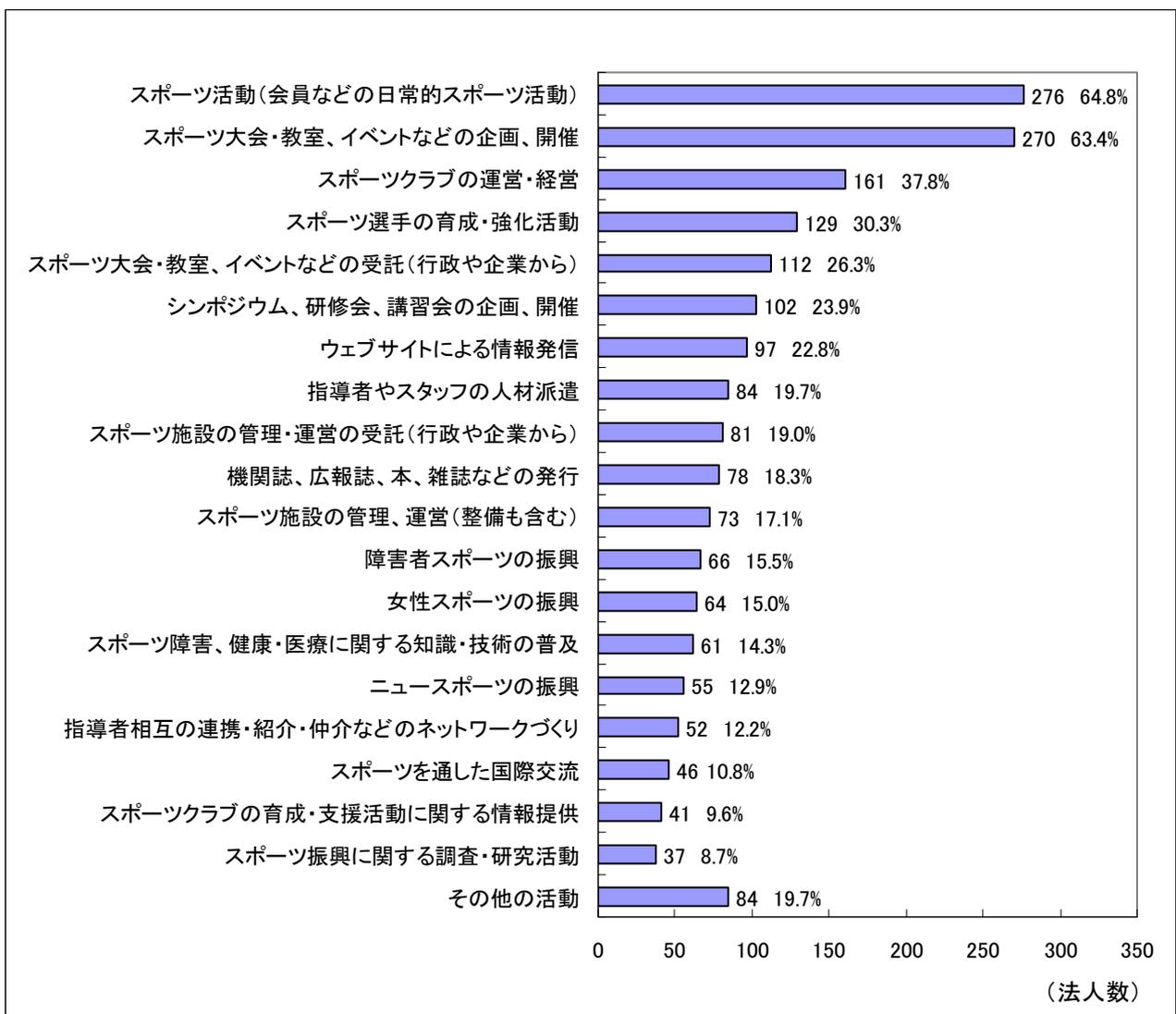
#### (4) スポーツ・運動・健康系 NPO 法人のスポーツ事業（活動）

NPO 法人が行うスポーツ事業（活動）についてみると、「スポーツ活動（会員などの日常的スポーツ活動）」と「スポーツ大会・教室、イベントなどの企画、開催」を主たる事業としている法人がそれぞれ 276 法人、270 法人と全体の 60%以上であった。続いて、「スポーツクラブの運営・経営」が 161 法人（37.8%）、「スポーツ選手の育成・強化活動」が 129 法人（30.3%）となっている。

行政や企業からの受託事業に関しては、「スポーツ大会・教室、イベントなどの受託」が 112 法人（26.3%）、「スポーツ施設の管理・運営の受託」が 81 法人（19.0%）となっている。

「スポーツクラブの育成・支援活動に関する情報提供」と「スポーツ振興に関する調査・研究活動」はいずれも 10%に満たず、情報提供や調査事業を主たる事業とするスポーツ・運動・健康系 NPO 法人は少ない。

図表 13-6 スポーツ・運動・健康系 NPO 法人の主たるスポーツ事業（活動）（n=426 複数回答）

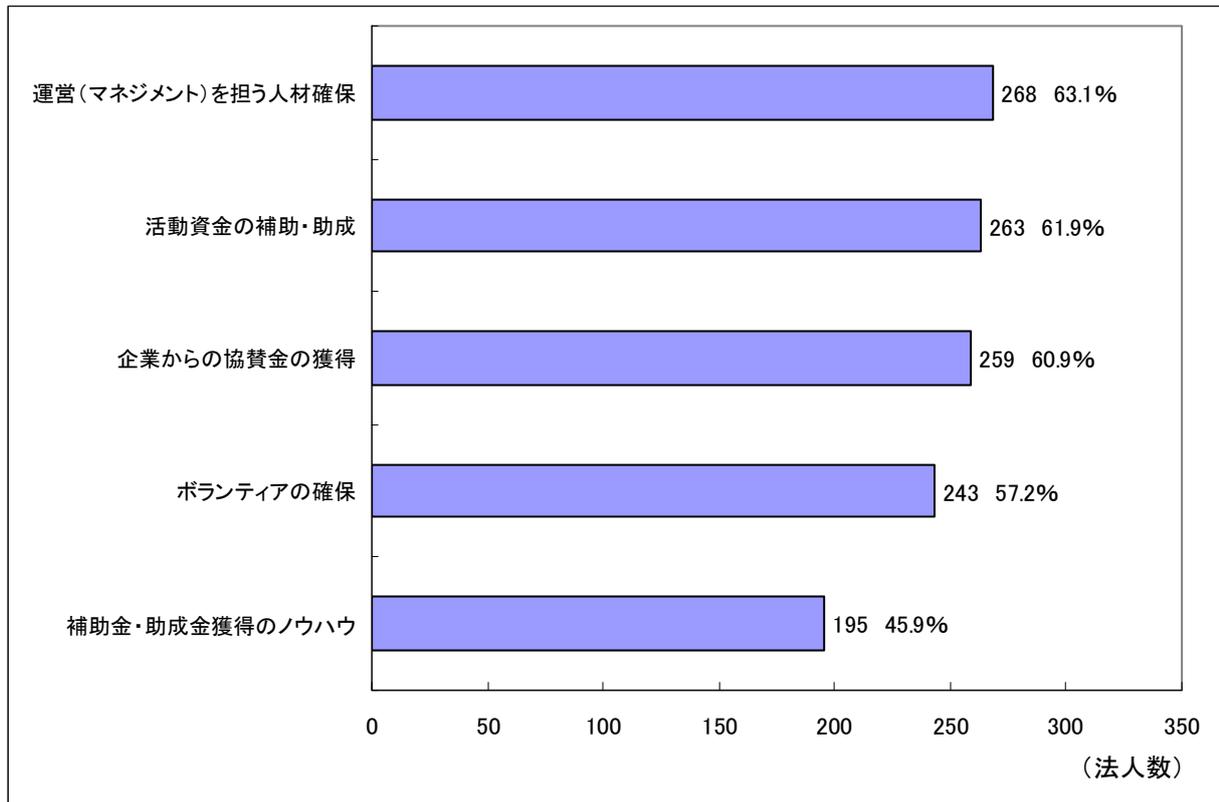


出典：笹川スポーツ財団「スポーツ・運動・健康系 NPO 法人に関する調査」（2011）

### (5) スポーツ・運動・健康系 NPO 法人の課題

NPO 法人が事業を活性化させるための課題について、回答の多かった上位 5 項目を図表 13-8 に示した。「運営（マネジメント）を担う人材確保」「活動資金の補助・助成」「企業からの協賛金の獲得」がいずれも 60%を超えていた。以下、「ボランティアの確保」（57.2%）、「補助金・助成金獲得のノウハウ」（45.9%）と続いており、多くのスポーツ・運動・健康系 NPO 法人で、人材と資金のニーズが高いことがわかる。

図表 13-7 スポーツ・運動・健康系 NPO 法人の事業活性化のための課題（n=426 複数回答）



出典：笹川スポーツ財団「スポーツ・運動・健康系 NPO 法人に関する調査」（2011）

### (6) まとめ

スポーツや運動、および身体活動に伴う健康に関する活動を行う全国の NPO 法人の現状把握のために調査を行った。健康系の NPO を中心に回答率が低かったため、本調査の結果に基づいてスポーツ・運動・健康系 NPO 法人の実態を論じる際には慎重でなければならない。

回答した NPO 法人の多くは、学校を含む公共施設を活動拠点に、スポーツ教室やスポーツクラブの運営を含めて、日常的にスポーツに関する活動を行っており、予算規模は 100 万円以上、運営スタッフの多くはボランティアで、人材と資金の確保を課題としていた。地域の単一種目や多種目のスポーツクラブ、競技団体、および体育協会の回答率が相対的に高かった結果とみることができる。